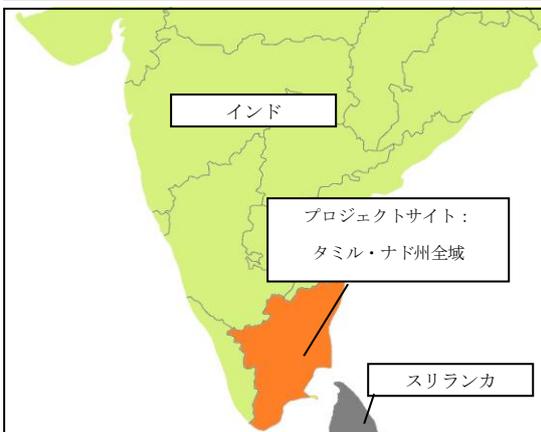


## 0. 要旨

本事業は、インド南部タミル・ナド州政府において、投資を促進する政策・制度の改善を促すとともに、主に道路、電力、上下水道などのインフラ整備の早期実施を促進することで、同州投資環境の整備を図り、もって同州投資環境の改善に寄与することを目的として実施された。

本事業は、インド及びタミル・ナド州の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策に合致しており、事業計画とアプローチの観点からも適切なものであるため、妥当性は高い。また、本事業実施の結果、目標とした定量的効果はおおむね達成されており、事業が着実に進んでいると考えられる。定性的効果の面でも、タミル・ナド州の経済の発展や、本事業で実施促進された小規模インフラ事業が投資家の事業継続に寄与している例も確認できることから、有効性・インパクトは高いといえる。ただし、事後評価時において投資手続き電子申請一元化サービス（Single Window Web Portal）が開始直後であったことから、今後の活用状況を注視していく必要がある。投資環境改善の取り組みの持続性に関し、本事業の継続案件であるタミル・ナド州投資促進プログラム（フェーズ 2）の実施にあたり関係機関の構成や役割の再確認が行われており、財務面でも、各部局とも州政府から政策・制度改善及びインフラ整備実施のために十分な予算配分を受けていることから、持続性が担保されていると判断される。

## 1. 事業の概要



事業位置図



小規模インフラ事業で整備された  
アティパトゥ跨線橋  
(Athipattu Rail Over Bridge)

### 1.1 事業の背景

インド経済は、1991年に本格的な自由化政策を導入して以来、堅調な経済成長を維持している。第11次5カ年計画（2007年4月～2012年3月）では、平均経済成長率が年平均8%を

超える結果となり、購買力平価でみた場合の一人当たり GDP も 2011 年には 3,600 ドルを上回った。今後も個人消費の拡大から一層内需が拡大することが見込まれており、インドに対する海外直接投資活動が活発化している。タミル・ナド州は、インド南部に位置し、東南アジア地域との海路の便がよいこと、労働力が豊富であること、一貫した外資誘致政策を行っていることなどから、本邦企業を含む海外投資家の進出が年々増加している。

しかしながら、旺盛な海外直接投資意欲の妨げになるものとして、ハード・ソフト両面での投資環境の整備の遅れが顕在化していた。2012 年 2 月に在印日本商工会議所はインド政府に投資促進のための建議書を提出し、投資を促進するうえでの課題や改善案を提示している。タミル・ナド州においても、2011 年 10 月にチェンナイ日本商工会が、道路、電力、上下水道などのインフラ整備を求める建議書をタミル・ナド州政府に提出している。世界銀行も、タミル・ナド州の州都であるチェンナイの投資環境について、インフラ環境や制度・手続き面の不備を指摘している (Doing Business in India 2009)。このように、投資環境の整備の遅れが、タミル・ナド州への海外直接投資を促進させるうえでの課題となっていた。

## 1.2 事業概要

インド南部タミル・ナド州政府において、投資を促進する政策・制度の改善を促すとともに、主に道路、電力、上下水道などのインフラ整備の早期実施を促進することで、同州投資環境の整備を図り、もって同州の投資環境の改善に寄与する。

円借款承諾額/実行額	13,000 百万円 / 12,987 百万円	
交換公文締結/借款契約調印	2013 年 11 月 / 2013 年 11 月	
借款契約条件	金利	1.4%
	返済 (うち据置)	30 年 (10 年)
	調達条件	一般アンタイト
借入人/実施機関	インド大統領 / タミル・ナド州財務局	
事業完成	2016 年 3 月	
本体契約	なし	
コンサルタント契約	なし	
関連調査 (フィージビリティ・スタディ : F/S) 等	技術協力 (専門家派遣) 「インド国タミル・ナド州投資環境改善セクター・プログラム・ローンにかかる技術支援」 (2012 年) 有償勘定技術支援 「タミル・ナド州投資促進プログラム実施促進」 (2013 年～2014 年) 有償勘定技術支援 「タミル・ナド州投資促進プログラム実施促進」 (2014 年～2015 年) 有償勘定技術支援 「タミル・ナド州投資促進プログラム実施促進 (産業人材育成支援)」 (2015 年～2016 年)	
関連事業	円借款 「タミル・ナド州投資促進プログラム (フェーズ 2)」 (2017 年 3 月)	

## 2. 調査の概要

### 2.1 外部評価者

清水 修司 (アルファプレミア(株))<sup>1</sup>

### 2.2 調査期間

今回の事後評価にあたっては、以下のとおり調査を実施した。

調査期間：2017年9月～2019年1月

現地調査：2017年11月26日～12月8日、2018年4月2日～4月6日

### 2.3 評価の制約

#### 2.3.1 事業目的の整理

本事業の審査時における事業目的は、次のとおりであった。

「インド南部タミル・ナド州政府において、投資を促進する政策・制度の改善を促すとともに、主に道路、電力、上下水道などのインフラ整備の早期実施を促進することで、同州投資環境の整備を図り、もって同州に対する海外直接投資の増加に寄与する」

事後評価においては、本事業の実施と海外直接投資の増加の間に直接的な因果関係を確認することが困難である。したがって、アウトプット（「投資環境の整備が進む」）とインパクト（「外国直接投資の増加に寄与する」）の間に、短期的なインパクトとして「投資環境の改善」を置き、中期的なインパクト（「投資家の関心の向上」）を経て、長期的なインパクト（「外国直接投資の増加」）に至ると整理した。また、インパクト（中期的）とインパクト（長期的）は、分析のみを行い、今回の評価判断の対象とはしていない。

表1 インパクトの整理

段階	インパクトの内容
インパクト1（短期的）	投資環境の改善
インパクト2（中期的）	投資家の関心の向上
インパクト3（長期的）	外国直接投資の増加

出所：評価者作成

#### 2.3.2 評価の対象

本事業は、開発政策型財政支援（Development Policy Lending）であり、政策対話によって途上国政府による改革の実施を促進し、その達成に対して資金を供与する。供与された資金は、用途が特定されず、一般会計予算に組み込まれる。この結果、インプット（費用）とアウトプット（成果）の定量的な比較が困難となることから、効率性は、分析・評価の対象外とした。持続性については、分析を行うものの、評価の対象とはせず、同項目に対するサブレーティングも付与しない。効率性、持続性のサブレーティングを付さないため総合レーティングも付与しない。

<sup>1</sup> 一般財団法人日本国際協力システムからの補強団員として同社の外部評価者の業務を担った。

### 3. 評価結果

#### 3.1 妥当性（レーティング：③<sup>2)</sup>）

##### 3.1.1 開発政策との整合性

審査当時、インド政府は、「第12次5カ年計画（2012年4月～2017年3月）」において、5年間で1兆ドル規模のインフラ投資を行い、投資環境の整備を図るとしていた。また、タミル・ナド州は、「インド南部中核拠点開発構想（Chennai-Bengaluru Industrial Corridor : CBIC）」<sup>3)</sup>において、インドの経済発展の重要地域と位置づけられた。さらに、タミル・ナド州は、2012年3月に発表した「タミル・ナド・ビジョン2023（Vision Tamil Nadu 2023）」において、2023年までの同州のGDP成長率と同州一人当たりの所得の増加を目標として設定し、投資環境の整備によって民間投資を加速させることを重要な政策として掲げた。

事後評価時点においては、モディ政権<sup>4)</sup>の方針により、5カ年計画にかわって「3カ年行動計画2017年度～2019年度」(Three Year Action Agenda 2017-18 to 2019-20<sup>5)</sup>)が発表されていた。この行動計画では、生産性向上や雇用創出のための行動が産業別に示されており<sup>6)</sup>、工業、サービス、輸送、通信、エネルギーなど海外直接投資を促進するさまざまな分野が対象となっている。また、海外直接投資推進のための規制面での改革も必要とされている<sup>7)</sup>。「タミル・ナド・ビジョン2023」も、事後評価時点において、同州の政策の基本理念を示すものとして、その方針及び内容は堅持されている。

以上より、本事業は、審査時と事後評価時のいずれにおいても、インド政府及びタミル・ナド州政府の開発政策と整合している。

##### 3.1.2 開発ニーズとの整合性

###### 3.1.2.1 資金ニーズ

タミル・ナド州政府における州予算の収支差は、下表のとおりである。

表2 州予算 (百万ルピー)

項目	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
収入	883,828	998,853	1,086,564	1,237,712
支出	1,056,568	1,164,055	1,292,399	1,509,499
収支差	△172,740	△165,202	△205,835	△271,787

項目	2016年度	2017年度	2018年度	
収入	1,296,917	1,491,572	1,646,456	
支出	1,623,192	1,896,910	2,066,224	
収支差	△326,275	△405,338	△419,768	

出所：財務局回答

参考までにインド側の資料によると、本事業のルピー相当額は、7,700百万ルピーとされ

<sup>2)</sup> ③：「高い」、②：「中程度」、①：「低い」

<sup>3)</sup> 2011年12月に日印首脳会合において合意。その後2015年7月にマスタープランが完成しており、同マスタープランにて、2014年～2033年までの包括的地域開発計画の策定、重点開発地域の選定及び個別プロジェクトの優先順位づけが行われた。

<sup>4)</sup> ナarendra・モディ（Narendra Modi）第18代インド首相。在任2015年5月～現在。

<sup>5)</sup> インドの会計年度は4月始まり翌年3月終わりとなるため、2017年度は、2017年4月～2018年3月、2019年度は、2019年4月～2020年3月となる。

<sup>6)</sup> 「3カ年行動計画2017年度～2019年度」33ページ。

<sup>7)</sup> 「3カ年行動計画2017年度～2019年度」127ページ。

ている。この7,700百万ルピーと各年の予算における収支差とを比較した場合、タミル・ナド州が借款規模としてとらえている金額は、平均で収支差の3%となり、審査時・事後評価時ともに大きなものではない。しかし、本事業の政策アクションの一つで実施促進されている小規模インフラ事業22件を個別に見た場合、個々のプロジェクトは投資環境整備にとって重要ではあるものの、円借款事業を形成するほどの大きな規模ではない。開発政策型財政支援として譲許性の高い資金援助が実施されたことによって、タミル・ナド州が主体となってインフラ整備を進めることが可能になったものであり、審査時の資金ニーズに合致するものであった。

また、タミル・ナド州は、審査当時、投資環境改善のための政策推進の必要性を感じており、その資金を必要としていたが、個別のプロジェクトに対する資金援助ではなく、政策実施を念頭においた財政支援を得られたのは日本のみであった。さらに、利率・返済期限などの面においても、日本が提示した条件は国内市場や他のドナーと比較して優位であった。

インフラ整備を中心とする投資環境改善のための政策推進の必要性は、事後評価時においても存続しており、「タミル・ナド州投資促進プログラム（フェーズ2）」（以下「TNIPP フェーズ2」という）が2017年3月より開始されている。

#### 3.1.2.2 インフラ整備のニーズ

JICA 提供資料によると、本事業実施前において、投資家は、タミル・ナド州政府に対し電力、道路/物流、上下水道などの整備を求めていた。電力は、供給量や、瞬断、電圧変動、不安定な周波数といった品質面で、投資家の満足はいくものではなかった。道路は、深刻な渋滞が発生しており、投資家の生産拠点（工場）から港（エンノール港）へのアクセスの改善が必要であった。また、深刻な渋滞に対処する目的で物流施設の建設が有効とされていた。さらに、地下水の取水が制限されるなどの状況にあり、投資家にとっては、工場の操業維持の観点からも、安定的な水の確保が必要であった。

事後評価時点においては、これらのニーズは改善されたことが確認されている（有効性の欄にて詳述）。TNIPP フェーズ2においてもインフラ整備の加速が求められており、電力、道路、上下水道などのインフラが今後も一層整備される予定である。

#### 3.1.2.3 制度・手続き改善のニーズ

JICA 提供資料によると、本事業実施前において、投資家は、タミル・ナド州政府に対しインフラ整備プロジェクトの調整と優先順位づけ、投資申請プロセスの改善、投資家のためのシステム統合、中小企業向けビジネス環境の整備、人的資源開発、用地共同開発制度（Land Pooling System<sup>8</sup>、以下「LPS」という）、土地計画（マスタープラン）策定/土地用途変更などの多岐にわたる改善を求めていた。

投資家は、タミル・ナド州で実施されるインフラプロジェクトの優先順位についてタミル・ナド州政府より情報が共有されないことも懸念していた。また、投資許認可のための法

---

<sup>8</sup> 州政府が取得した土地にインフラを開発し、一定の割合で地主に土地を戻す制度。地主にとっては、所有地の面積は縮小するものの、インフラ開発に伴う地価上昇により、縮小した面積以上の見返りが得られる。開発当局も、用地取得予算を用意する必要がなくなり、開発における予算上の制約が下がるメリットがある。

制度は制定が 1970 年代にさかのぼるものもあり、現代の経済活動にそぐわない場合があった。さらに、言語、手続きの煩雑さ、慣行、規制（建築基準や労働規制）などのさまざまな理由によって、投資許認可の申請を困難と感じる投資家もいた。大規模投資<sup>9</sup>を行う場合には、工業局傘下のタミル・ナド投資案内輸出振興公社（Tamilnadu Industrial Guidance & Export Promotion Bureau、以下「投資案内公社」という）が投資家に対する窓口として存在していたが、中小零細規模の投資<sup>10</sup>の場合はそのような窓口がなかった。このため、中小零細規模の投資家は、各種の申請を複数の部局に対して個別に行う必要があり、手続きの煩雑さが投資家の負担となっていた。また、製造業の進出には、電気、機械の知識や基本的な工具操作の技能を有するなど、製造技術につながる知識と経験を持つ人材が必要であった。さらに、製造業では工場用地など広大な土地を必要とすることもあり、土地の確保を迅速に進めるうえで LPS や土地計画（マスタープラン）の整備も求められていた。事後評価時点においては、LPS 及び土地計画（マスタープラン）を除いて、ニーズが改善された状況が確認されている。LPS 及び土地計画（マスタープラン）については、政策アクションの達成に向けた努力が継続していることが確認されている（有効性の欄にて詳述）。2017 年 3 月より実施されている TNIPP フェーズ 2 においても、産業人材育成の推進、投資案内公社など投資受付担当局の体制の強化、中小零細企業向け投資窓口や中小零細企業に対する情報提供の強化が一層図られる予定となっている。

### 3.1.3 日本の援助政策との整合性

日本政府は、「対インド国別援助計画（2006 年 5 月）」において、インド国内 6 大都市圏（デリー、ムンバイ、コルカタ、ベンガルール、ハイデラバード及びチェンナイ）に対し、外国資本による投資拡大に資するインフラ整備の支援（ハード面）や、インフラ整備の事業効果を高めるための政策・制度の改善支援（ソフト面）を行う方針としている。

2010 年 10 月には「日印包括的経済連携協定（Comprehensive Economic Partnership Agreement between Japan and the Republic of India）」が締結され、2011 年 1 月には経済産業省とタミル・ナド州政府との間で、同州のインフラ開発支援に関する覚書が交わされて、本邦企業の投資誘致や同州の投資環境改善に共同で取り組むことが合意されている。

また、「JICA 国別分析ペーパー（2012 年 3 月）」では、「産業・都市インフラの整備」をインドの重点分野と定め、本邦企業のみならず地域産業全体のインフラ整備や投資環境の改善に ODA を積極的に活用する方針を示している。このため、本事業は、審査時の日本の援助政策と整合している。

### 3.1.4 事業計画やアプローチ等の適切さ

審査当時、投資環境を整備するうえで重要なインフラプロジェクトを推進させる必要があったものの、個々のプロジェクトは円借款事業を形成するほどの規模ではなかった。このため、開発政策型財政支援という形式を採用して投資環境の整備を図ったことは妥当であった。また、「タミル・ナド・ビジョン 2023」に示された戦略のみならず、チェンナイ日本商工会

<sup>9</sup> 大規模投資：100 百万ルピー以上。

<sup>10</sup> 零細規模投資：2.5 百万ルピー未満、小規模投資：50 百万ルピー未満、中規模投資：100 百万ルピー未満。

参加企業の要望などを踏まえたうえで、本事業で取り組むべき政策アクションや実施促進対象となるインフラ整備プロジェクトの特定に至ったことから、そのアプローチも適切であった。

開発政策型財政支援は、政策アクションの一定の進捗をもって資金の支払を実行するという形態を採用しており、二国間で管理することで事業の進捗状況を適切に確認できる透明性の高い枠組みとなり、アプローチとして適切であった。さらに、タミル・ナド州政府からは、JICA とともに事業実施の進捗状況を確認して状況に応じた対応を検討・実施したことや、JICA 専門家の業務遂行を通じて<sup>11</sup>、事前に十分な情報を収集して産業界の要望への理解を深めたうえで会議の円滑な進行を図るようになったなど、本事業の処理能力が向上し、TNIPP フェーズ 2 に向けて主体的な動きができるようになったとする意見も聞かれており、事業の進捗管理に関するアプローチは、適切であった。

以上より、本事業の実施は、インド及びタミル・ナド州の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、事業計画やアプローチも適切であることから、妥当性は高い。

---

<sup>11</sup> 本事業では、有償勘定技術支援として、実施促進を担う専門家が 2013 年～2014 年と 2014 年～2015 年に派遣されている。

### 3.2 有効性・インパクト<sup>12</sup>（レーティング：③）

#### 3.2.1 有効性

##### 3.2.1.1 政策アクションの達成状況

本事業においては、タミル・ナド州政府と JICA との間で政策対話が行われ、政策マトリックスが定められた。政策マトリックスに記載された政策（課題）と目標は表 3 のとおりである。

表 3 政策マトリックス（政策（課題）と目標）

政策（課題）	目標
インフラプロジェクトの調整と優先順位づけ	<p>* 関連規制部局の次官が委員となるタミル・ナド州インフラ開発委員会（Tamil Nadu Infrastructure Development Board、以下「TNIDB」という）がプロジェクトの優先づけと部局間の調整を行い、プロジェクト実施を加速する。</p> <p>* 小規模インフラ特別委員会（Small Infrastructure Project Empowered Committee、以下「SIPEC」という）を設立し、委員会が特定した優先度の高いインフラ整備に対して優先的に予算を措置するとともに、遅延が生じないように同委員会が適切に進捗管理を行う。</p>
投資申請プロセス	<p>* 投資申請プロセス、関連規制やその運用について包括的な見直しを行うビジネス・プロセス・リエンジニアリング（Business Process Re-engineering、以下「BPR」という）調査を通して、投資申請プロセスの改善を行う。</p>
投資家のためのシステム統合	<p>* 投資家向けのトラッキングシステムにより投資申請プロセスの透明性を高め、投資家の満足度向上につなげる。</p>
中小企業向けビジネス環境整備	<p>* 中小零細企業の投資課題に関わる調査結果に基づいて商工業総局の機能が中小零細企業の一元化窓口として強化される。</p> <p>* 中小零細企業がオンラインで利用できる投資ガイドや投資システムが構築され、中小企業の投資手続きの負担が軽減される。</p> <p>* 海外の中小零細企業投資家のための情報提供やワークショップが行われる。</p>
人的資源開発	<p>* 包括的な技能開発アクションプランが実施され、投資家の労働力需要への対応に貢献する。</p>
LPS	<p>* 地主に対し、州道小規模港湾局が購入した土地による補償を実施できるようになり、LPS の活用によりインフラ開発が加速される。</p>
土地計画（マスタープラン）策定/土地用途変更	<p>* 土地計画（マスタープラン）を新たに策定し、工業用地を適切に定めることで、土地の用途変更が短縮され工業投資が容易になる。</p>

出所：JICA 提供資料をもとに評価者が用語を本稿に併せて統一。

それぞれの政策（課題）に対し、2012 年度中に達成が求められるアクション、2013 年度中に達成が求められるアクション及び 2014 年度中に達成が求められるアクションが定められている。アクションは、おおむね期限内に達成されていることが JICA 提供資料で確認されている。一部未達成であったアクションについては事後評価時点での進捗を以下のとおり確認した。

#### (1) LPS

LPS に関わる政策アクションは、目標に対して一部未達成である。同政策は、当初道路分野への適用を念頭に、州道小規模港湾局を担当部署として進められることとなっていた。し

<sup>12</sup> 有効性の判断にインパクトも加味して、レーティングを行う。

かし、タミル・ナド州政府が、都市開発事業へも LPS の適用を検討し始めたことから、2013 年 10 月に州道小規模港湾局から住宅都市開発局へ担当部署が変更されることとなった。さらに 2016 年 7 月には、LPS に関して州全体で共通の政策が適用されるよう、歳入局土地委員会 (Land Commission, Revenue Department) が LPS に関わる総合政策スキーム (Land Pooling Area Development Scheme) を立案することが決定され、2016 年 9 月に担当部署が変更された。事後評価時点においては、歳入局が関係部局の意見を調整し、政令 (Government Order) の形で LPS に関する総合政策スキームを制定すべく、準備が進められていた。2018 年 5 月の時点で、法務局及び財務局が総合政策スキームの草案の確認作業を行っており、確認作業終了後、州首相の承認を得て、政令が発布されることとなっている。しかし、この政令の発布の時期について歳入局に確認したが、明確な回答は得られていない。

政策アクションのうち、LPS に関わるガイドラインの策定や LPS を利用したパイロットプロジェクトの実施が上述の事情により未達成である。しかし、住宅都市開発局では、LPS に関わる総合政策スキームが明らかになれば速やかに対応する用意があるとしており、未達成のアクションについても今後達成することが期待される。

本政策アクションの一部が事後評価時点で未達成であることについて、歳入局は、これから複数の関係者の意見を確認して調整を行い、財務局や法務局からの指摘に対応する必要があるとしている。

## (2) 土地計画 (マスタープラン) 策定/土地用途変更

土地計画 (マスタープラン) 策定/土地用途変更については、後述の 3.2.1.2 定量的効果 (運用・効果指標) の (6) 土地計画 (マスタープラン) が存在する範囲にて指摘するとおり、有効性の運用指標はおおむね達成している。しかし、政策アクションの観点からは、事後評価時点で目標に対して、マスタープラン策定フェーズ I<sup>13</sup>の対象地域の一部とマスタープラン策定フェーズ II の全域に対してマスタープランが策定途中となっており、未達成の状態である。住宅都市開発局によると、マスタープラン策定フェーズ I で未達成となっているトットクディ (Thoothukudi) 地域の土地計画 (マスタープラン) は、今後タミル・ナド州が整備する土地計画 (マスタープラン) のモデルケースとなるように計画を進めているとのことであった。事後評価の時点ではコンサルタントの選定手続き中であり、2020 年完了の計画で進められている。マスタープラン策定フェーズ II についても、17 地域 (目標面積の 41%に相当) での土地計画 (マスタープラン) 策定準備が、2018 年 12 月完了を目標に進められている。フェーズ II の残りは、コインバトール (Coimbatore) 地域にて実施されることが計画されているが、事後評価の時点では準備が始められたばかりであり、策定スケジュールはまだ明確ではない。このため目標達成まではまだ時間を要するものと考えられるものの、達成のための取り組みは継続しているといえる。

事後評価時点で本政策アクションの一部が未達成であることについて、住宅都市開発局は、マスタープラン策定対象地域の面積が、住宅都市開発局の対応能力を超えていたことを挙げている。当初マスタープラン策定作業は、民間コンサルタントに委託されていたが、このコ

<sup>13</sup> 政策マトリックスには、土地計画 (マスタープラン) 策定/土地用途変更に対して、フェーズ I とフェーズ II の 2 期にわたる取り組みが政策アクションとして示されている。

ンサルタントが十分な対応をすることができず、住宅都市開発局の要員が直接マスタープラン策定作業にあたったとのことで、この段階で住宅都市開発局の対応能力を超えることとなった。今後の作業については、住宅都市開発局が自ら対応した経験をもとに、適切なコンサルタントの選定・委託を行い、アクションを達成させるとのことである。

### 3.2.1.2 定量的効果（運用・効果指標）

表4 運用指標

指標名	基準値	目標値	実績値 <sup>注1</sup>
	2012年度	2014年度	2017年度
		本事業終了時	事業完成1年後 <sup>注2</sup>
TNIDBにより優先づけされたプロジェクトの数	-	10 プロジェクト	累計21 プロジェクト
SIPECにより実施促進されたプロジェクトの数	-	10 プロジェクト	累計22 プロジェクト
海外の中小企業を誘致するためのワークショップ	-	2回	累計4回
TNSDM <sup>注3</sup> による研修員の数	約50,000人	2012年度比45%増	累計200,431人
LPSを活用したプロジェクト数	-	1案件	0案件
土地計画（マスタープラン）が存在する範囲	7,444km <sup>2</sup>	8,447km <sup>2</sup>	累計7,979km <sup>2</sup>

出所：基準値、目標値は、JICA提供資料。

実績値は、タミル・ナド州政府関係部局回答を踏まえて評価者が作成。

注1：タミル・ナド州政府に対しては2014年度～2017年度までの経年データの提供を依頼したが、「TNSDMによる研修員の数」を除き、事後評価時点での累積の数値が提供された。本表の「TNSDMによる研修員の数」には、2014年度～2016年度の累計を記載した。

注2：事業完成（＝最終貸付実行）：2016年3月。

注3：TNSDM：タミル・ナド州能力開発ミッション（Tamil Nadu Skill Development Mission）

#### (1) TNIDBにより優先づけされたプロジェクトの数

TNIDBとは、タミル・ナド州首相を委員長とし、インフラ整備に関わる各規制を担当する部局の州次官を委員として設置された委員会であり、大規模インフラプロジェクト相互の関係を考慮したうえで優先づけを行う役割を担う。優先づけに際し、各関係部局が一堂に会することから、部局間の調整が容易になり、プロジェクトの実施が加速されることが期待されていた。JICA提供資料においては、事業実施段階において8件がTNIDBによって優先づけされている。事後評価段階では、財務局より本指標に対して新たに13件のプロジェクトが回答されたことから、累計では21件が優先づけされたことになる<sup>14</sup>。

#### (2) SIPECにより実施促進されたプロジェクトの数

SIPECとは、タミル・ナド州財務局の筆頭事務次官（Principal Secretary）を委員長とする

<sup>14</sup> 21件の分野別内訳は次のとおり。JICA提供資料で確認した8件：漁港整備（1件）、観光インフラ整備（1件）、ゴミ処理（2件）、上水道整備（1件）、水産加工（2件）、道路整備（1件）。事後評価時に追加で確認した13件：ゴミ処理（1件）、上下水道整備（1件）、道路整備（3件）、電力整備（1件）、金融サービスセンター整備（1件）、人材育成（1件）、港湾整備（2件）、保健医療（1件）、貯水池整備（1件）、農業（1件）。

委員会であり、投資家の要望を踏まえて実施が決定したインフラ整備プロジェクトに対し優先的に予算を措置するとともに、プロジェクトの実施促進を図るため進捗管理を行う役割を担っていた。

事後評価段階にて、財務局より、SIPEC に実施促進されたプロジェクトは 18 件との回答を得ている。しかし、JICA 提供資料とは件数の数え方の基準が異なっていた<sup>15</sup>ことから、JICA 提供資料の基準で評価者が数え直した。また、財務局回答には、実施の途中で中止などの事情により SIPEC の実施促進の対象外となったものなどが含まれていなかった。SIPEC の役割はあくまでも実施促進であり、実際の工事を行うわけではないことから、実施促進とは、プロジェクトの完成・中止・除外に関わらず、SIPEC が関与した事実があることと考えるのが適切である。したがって評価者がプロジェクト数を数え直し、22 件<sup>16</sup>を得た。

### (3) 海外の中小零細企業を呼び込むためのワークショップ開催回数

中小零細企業局によると、2015 年タミル・ナド州チェンナイ市において国際投資家会合 (Global Investors Meet : GIM) が開催され、その際に中小零細企業を誘致するためのワークショップが 2 回開催された。2017 年 10 月にチェコ共和国で行われた国際技術展示会 (International Engineering Fair) で 2 回のワークショップが開催された。

事後評価の時点で、2019 年 1 月にチェンナイ市で再度 GIM を開催する予定で準備が進められている。

### (4) TNSDM による研修員の数

タミル・ナド州能力開発ミッション (Tamil Nadu Skill Development Mission、以下「TNSDM」という) とは、タミル・ナド州において技能労働者を養成するために技能開発戦略を策定し、学生や非熟練労働者に対し基礎的な技能訓練を行うために設立された非営利組織であり、技能労働者を養成する役割を担っている。(なお、TNSDM は、2013 年にタミル・ナド州能力開発公社 (Tamil Nadu Skill Development Corporation) に呼称が変更されている。)

労働雇用局の回答によると、TNSDM が関与した技能訓練を 2012 年度から 2016 年度までに受講した学生や非熟練労働者 (研修員) は、373,619 人であった。表 4 に示した指標の実績値である 200,431 人は、2014 年度から 2016 年度までの累計人数である。

### (5) LPS を活用したプロジェクト数

LPS を活用するための関連法規は事後評価時点でも成立しておらず、指標は達成されていない。詳細は、3.2.1.1 政策アクションの達成状況の (1) LPS を参照のこと。

### (6) 土地計画 (マスタープラン) が存在する範囲

実績値は累計で 7,979km<sup>2</sup>であり、指標の数値目標はほぼ達成している (達成率 94%)。詳細は、3.2.1.1 の政策アクションの達成状況の (2) 土地計画 (マスタープラン) 策定/土地用

<sup>15</sup> 例えば 4 区間からなる 1 件の道路整備案件が、財務局回答では 4 件と数えられていた。

<sup>16</sup> 22 件の分野別内訳は次のとおり。電力整備 (6 件)、道路 (5 件)、物流 (5 件)、上下水道 (6 件)。

途変更を参照のこと。

### 3.2.1.3 定性的効果（その他の効果）

#### (1) 投資手続きの簡素化（SWWP の状況）

投資手続きをオンラインで一元的に申請・管理ができるツールとして、投資申請一元化サービス（Single Window Web Portal、以下「SWWP」という）<sup>17</sup>が開発され、事後評価1次現地調査直前の2017年11月に、大規模投資の申請用にサービスが開始された。本サービスを使用した場合、37の許認可申請がオンラインで一元的に行えるほか、申請に関わる手数料の納付状況、関連書類の提出、質問に対する回答や申請手続きの進捗状況<sup>18</sup>に加え、許認可の取得確認もオンラインで把握することができる。投資家が申請のため直接各部局を訪れる必要がないことから、投資家の利便性の向上が期待できる。

2017年11月以降のSWWPを通じた大規模投資申請は、次のとおり。

表5 SWWPを利用した大規模投資申請数

申請年月	2017年11月	2017年12月	2018年1月	2018年2月
申請数	1件	2件	3件	4件

出所：投資案内公社回答

SWWPは、中小零細規模の投資への利用も予定されているが、事後評価2次現地調査の段階（2018年4月）ではまだサービスは開始されていなかった。これは大規模投資用に設計されたSWWPを中小零細規模用に修正することが必要であったためである。事後評価2次現地調査の段階ではウェブアプリケーションに対するセキュリティ監査は終了しており、中小零細企業局からは州首相の承諾を得て近日中に稼働させる予定との回答が得られていた。その後投資案内公社より<sup>19</sup>、中小零細規模投資用のサービスが2018年5月4日に開始されたとの回答を入手した。

#### (2) 投資手続きの簡素化（アクションプランの実施）

タミル・ナド州では、前述したように、投資許認可に適用される法制度の制定が1970年代にさかのぼるものもあり、さらに、言語、手続きの煩雑さ、慣行、規制（建築基準や労働規制）などにより、投資の申請を困難と感じる投資家もいた。このため本事業においてBPR<sup>20</sup>調査が行われる予定であったが、インド中央政府が類似調査の実施を決定したことから、BPR調査はインド中央政府が行う調査の結果を参照することとなった。しかし、このインド中央政府の調査の実施が遅れたことから、投資案内公社は、過去の投資に関わる調査を見直したうえでアクションプランを作成し、2015年2月にJICA、JETRO及びチェンナイ日本商工会に提示した。事後評価の段階でアクションプランの実施状況を確認したところ、担当部局であるタミル・ナド州工業局より、アクションプランは、インド中央政府の商工省産業政策促

<sup>17</sup> <http://www.easybusiness.tn.gov.in>（2018年5月7日アクセス）。

<sup>18</sup> SWWP開始前もオンラインによる進捗状況の確認は可能ではあったが、投資案内公社が関係部局から入手した情報を手動で入力していたため、情報の適時性が確保されているとはいえなかった。

<sup>19</sup> 投資案内公社が中小零細規模用にSWWPを修正する作業を担当した。

<sup>20</sup> 投資申請プロセス、関連規制やその運用について、包括的な見直しを行うことを指す。

進局（Department of Industrial Policy and Promotion, Ministry of Commerce and Industry、以下「DIPP」という）がビジネス改革アクションプラン（Business Reforms Action Plan、以下「BRAP」という）で示している改革分野（Reform Area）への対応に置き換えて取り組まれているとの回答を得た。BRAPとは、DIPPがビジネスにおける規制の簡素化と合理化を図るべき分野を各州に示し、その達成状況をもって各州を順位づけする制度である。タミル・ナド州は、2016年度62.80%の達成率で18位、2017年度は達成率95.93%で15位となっている<sup>21</sup>。工業局によると、達成度が低いとされた場合は州の順位が下がる恐れがあるため、各州の改革推進の動機づけとなっている。タミル・ナド州におけるBRAPの取り組み状況は、下表のとおりである。

表6 タミル・ナド州におけるBRAPの取り組み状況<sup>22</sup>

項目	2015年度	2016年度	2017年度
改革分野の数	285	340	372
完了	202	211	353
未完了	62	125	16
実施対象外 <sup>注1</sup>	21	4	3

出所：工業局回答

注1：実施対象外とは、改革分野の内容から、タミル・ナド州において実施することが適当ではないとされるものを指す。

### (3) 投資に対する行政側業務の効率化

投資案内会社によると、以前は、申請や情報収集を目的として訪れる投資家も多く、その対応に人員と時間を割く必要があった。SWWPの運用開始後は、投資案内会社の配属人数に変更はないものの、投資家の訪問が少なくなり、対応の負担が軽減されたように感じることである<sup>23</sup>。

中小零細企業局については、前述のとおり、事後評価2次現地調査の段階では中小零細規模投資用SWWPの運用が開始されておらず、具体的な効率化を確認するには至らなかった。

### (4) インフラ事業の調整能力の向上

TNIDBは、優先づけプロジェクト数に関わる運用指標において目標値が10プロジェクトのところ、21プロジェクト（累計値）を優先づけるに至っている。また、TNIDBは、「プロジェクト促進のためのタミル・ナド州インフラ開発法（2012年、Tamil Nadu Infrastructure Development Act 2012）」、「同法施行規程（2012年、TNID Rules 2012）」、「同法規則（2013年、TNID Regulations 2013）」、「タミル・ナド官民連携案件の調達における入札の透明性に関する規程（2012年、Tamil Nadu Transparency in Tenders (PPP Procurement) Rules 2012）」、「入札法（1998年、Tender Act 1998）」などを適用し、インフラ事業の実施機関を指導するなど即効性のある支援を行っている。またTNIDBは、プロジェクト実施機関、コンサルタント、その他関係者との会合を設定し、プロジェクト促進のための問題解決の場を提供している。既に優先づけ

<sup>21</sup> <http://www.eodb.dipp.gov.in/index.aspx>（2018年5月24日アクセス）。

<sup>22</sup> 工業局が完了と回答した改革分野の数は、自己評価に基づく。このため、DIPPが発表する結果とは必ずしも一致しない。

<sup>23</sup> 投資案内会社投資申請責任者（Company Secretary）からの聞き取りによる。

された 21 プロジェクトを含め、217 件のプロジェクトが実施候補として特定されており、TNIDB の調整能力が有効に機能していると考えられる。これら 217 件のプロジェクトは、「タミル・ナド・ビジョン 2023、フェーズ 2、プロジェクトの概要 (Vision Tamil Nadu 2023 PHASE 2、Project Profiles)」によって公開されており<sup>24</sup>、投資家との情報共有も図られていると考えられる。

### 3.2.2 インパクト

#### 3.2.2.1 インパクトの発現状況

##### (1) 投資環境の改善に関わる定量的効果 (インパクト 1 (短期的))

表 7 効果指標

指標名	基準値	目標値	実績値
	2012 年度	2014 年度 本事業終了時	2017 年度 事業完成 1 年後 <sup>注 1</sup>
一元化した新しい窓口を利用した中小零細企業の数	-	40 社	0 社

注 1：事業完成 (=最終貸付実行)：2016 年 3 月

3.2.1.3 定性的効果 (その他の効果) の (1) 投資手続きの簡素化 (SWWP の状況) に記載のとおり、中小零細規模の投資に対応する SWWP は、事後評価 2 次現地調査 (2018 年 4 月) の時点でまだ開始されていなかった。このため、事後評価の段階では同サービスを利用した中小零細企業は 0 社であり、投資環境の改善につながるインパクトの確認には至っていない。しかし、サービスが 2018 年 5 月に開始されたことで、中小零細規模の投資を検討する投資家も、オンラインで一元的に申請、状況確認、手数料納付、許可の確認などを行うことが可能になる。これにより、中小零細企業のみならず、タミル・ナド州にセールス拠点を設けるなど、それほど多額の投資を必要としない形態での進出を検討している投資家<sup>25</sup>に対しても、利便性が向上することが期待される。

##### (2) 投資環境改善に関わる定性的効果 (インパクト 1 (短期的))

###### 投資案内公社の機能に関する投資家の相対的な満足度

SWWP が開始された 2017 年 11 月以前は、投資案内公社が用意する一元化窓口はあるものの、投資家が印刷した書類を携えて関係部局を直接訪問する形で大規模投資の申請が行われていた。このため、投資家は申請の手続きに一定の労力を費やす必要があった。しかし、評価者が聞き取りを行った投資家 16 社<sup>26</sup>からは、一元化窓口の機能について特段の不満の声は聞かれず、特に問題はないとの回答であった。アンケートに回答した投資家は、おおむね申請後 1 カ月～2 カ月半で認可を得たと答えている。土地問題、環境影響評価、公害対策に関わる認可、建築許可などの理由で遅れが発生したケースもあるが、その場合でも、投資案内

<sup>24</sup> [http://www.investingintamilnadu.com/doc/Tamil\\_Nadu\\_VISION\\_2023\\_Phase\\_2.pdf](http://www.investingintamilnadu.com/doc/Tamil_Nadu_VISION_2023_Phase_2.pdf) (2018 年 1 月 16 日アクセス)

<sup>25</sup> 投資申請における大規模及び中小零細の別は、投資家の会社規模ではなく、投資額により判断される。脚注 9 及び 10 も参照のこと。

<sup>26</sup> 事後評価 1 次現地調査中に、評価者は 7 社の投資家と面談して聞き取りを行った。また、投資案内公社を通じて、2011 年以降に一元化窓口を利用した投資家 75 社にアンケートを送付し、9 社から回答を得た。

公社の全面的な支援を受けることができたとの回答もあった。全体として、投資家は投資案内公社の機能に関して満足しているものと判断される。

#### チェンナイ都市圏の経済発展の促進

タミル・ナド州及びチェンナイ都市圏の GDP データの推移は、下表のとおり。

表 8 GDP データの推移 (百万ルピー)

経済圏	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
タミル・ナド州	3,508,190	4,013,360	4,797,330	5,848,960
チェンナイ都市圏	249,440	283,320	315,980	372,790

経済圏	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
タミル・ナド州	7,514,850	8,554,800	9,710,890	10,925,630
チェンナイ都市圏	415,060	N/A	N/A	N/A

経済圏	2015 年度	2016 年度		
タミル・ナド州	12,126,670	13,387,660		
チェンナイ都市圏	N/A	N/A		

出所：財務局回答

注：チェンナイ都市圏については、2012 年度以降、経済統計局から関連データが発表されていない。

本事業が、タミル・ナド州及びチェンナイ都市圏の経済発展にどの程度直接的に寄与したか判断はできないが、データによると、タミル・ナド州は一貫して経済成長を続けている。2012 年度以降のチェンナイ都市圏のデータは入手できなかったが、それまで継続して経済成長を続けており、タミル・ナド州の GDP の 6~7% を占めていることを考えると、チェンナイ都市圏も、2012 年度以降も母数（タミル・ナド州の GDP）の増加に伴って年々成長していると判断される。

#### 政策アクションを担当した各部局や現地進出企業に生じたインパクト

3.2.1.3 定性的効果（その他の効果）の（3）投資に対する行政側業務の効率化に示したとおり、投資案内公社は、SWWP 開始以降、人員配置や時間の面で負担が軽減されたように感じるとのことである。また財務局は、関係する各局を横断して政策アクションを検討する枠組みが出来上がり、期限を意識して検討するようになったとしている。その他の部局では、聞き取りの限りでは特段の変化は認められなかった。

小規模インフラ事業の実施に伴い、エンノール港までの道路が整備された結果、安定した操業を維持できている投資家の例や（コラム参照）、変電所建設の結果、安定した電力供給を得て操業を続けている投資家の例が確認されており、投資家の利便性に一定のインパクトを与えているものと考えられる。

### 本事業の裨益事例

ある日系製造業社は、2009年タミル・ナド州政府との間で覚書を交わし、同州への工場建設を決定した。同社の製造する製品には、最小輸送単位で700トンにもなる超重量貨物が含まれており、その輸送に備えて工場進出予定地からエンノール港までの道路や橋梁を整備する必要があった。タミル・ナド州政府は、覚書の中でその整備を約束したものの、予算状況などから整備がなかなか進まない状況にあった。2013年11月に本事業の供与が決定されると、タミル・ナド州は、本事業の政策マトリックスの一つであるインフラ整備の一環として、エンノール港までの道路・橋梁の改良工事の実施を決定した。

工事は、タミル・ナド州道路開発公社（TNRDC）が担当し、同社やJICA専門家も工事の進捗をモニタリングした。2016年1月に道路・橋梁の整備が完成し、2016年3月に同社は完成品の初出荷に至った。事後評価の時点で、同社は合計5回の超重量貨物の輸送を行っており、本事業の成果が投資家の安定操業に裨益した一例となっている。



貨物輸送の様子（踏み切り通過準備のため路肩で待機している）（TNRDC提供）

### 道路交通の快適性の向上と交通渋滞緩和など都市環境改善

#### 移動の定時性確保による現地進出企業にとっての利便性の向上

小規模インフラ事業による道路プロジェクトにより整備された道路及び橋梁（上記コラムに記載したエンノール港までのアクセス道路）では、道路幅の拡張や、超重量貨物輸送が可能となるよう強度を高める改良工事が行われた。事後評価時点で評価者が道路・橋梁を実走したところ、海上コンテナを積載したトラックが荷役待ちのため路側帯に列をなしている状況であったものの、幅員も十分にとられており、局所的な隘路もなかった。走行車線を走るうえで特段の支障はないと判断した。また、路面も適切な状態が維持されていた。評価者が実走した限りでは、エンノール港までの道路整備の結果、道路交通の快適性が向上しており、渋滞もそれを織り込んで予定を立てれば対処可能な程度であった。

#### 上下水道の整備、電力プロジェクトによるインパクト

本事業の小規模インフラ事業の実施促進においては、当初上下水道の整備に関わる小規模インフラ事業が6件予定されていたが、2件が対象から外れ、4件が事後評価時点でも工事継続中であった。このため、本事業における上下水道の整備に伴うインパクトは確認できていない。ただし、審査時点においてはタミル・ナド州の水不足が指摘されていたが、事後評価時には、工場の操業を妨げるほどの水不足は確認されなかった。投資家への聞き取りやアンケートを行った限りでは、必ずしも水供給の状態に満足しているわけではないが、民間水供給会社から水を購入し、タンクローリーで配送を受けることで、当面の安定的な操業は維持できていた。

電力については、当初は6件の小規模インフラ事業が予定されたが、事後評価時点で5件

が完成、1 件が中止となっていた。財務局によれば、従来の火力発電に加えて、太陽光、風力、原子力発電も行うようになり、電力不足が解消されたとの回答を得ている。報道でも「今後 4 年間は電力供給が需要を上回る見込みであり、2021 年までは計画停電の必要がない<sup>27)</sup>」とされている。評価者が投資家に対して行った聞き取りやアンケートでも、電力不足に起因する問題は指摘されていない。このため、タミル・ナド州における電力事情は改善しており、本事業の成果が一定のインパクトをもたらしていると考えられる。

### (3) 海外投資家の関心の向上 (インパクト 2 (中期的))

大規模投資を担当する投資案内公社では、問い合わせ件数自体のデータがなく、入手できなかった。問い合わせの内容は、主に SWWP 開始前に利用されていた一元化窓口を通じた申請手続きの方法、投資に伴う優遇措置の適用の可否、苦情処理、優遇措置の申請方法、適合する土地の有無などである。問い合わせ件数にかわるものとして、投資案内公社からは、一元化窓口を利用した申請の数を入手した。

表 9 一元化窓口を利用した海外投資家の申請件数

年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
申請件数	17 件	7 件	7 件	9 件	12 件	7 件	6 件

出所：投資案内公社回答

中小零細規模投資を担当する中小零細企業局からは以下のとおりの回答を得た。

表 10 中小零細規模投資の問い合わせ件数

年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
問い合わせ件数	12 件	15 件	20 件	17 件	19 件

出所：中小零細企業局回答

投資案内公社及び中小企業零細局のデータを分析する限り、海外投資家の関心の顕著な増加は見受けられず、インパクト 2 (中期的) の発現の確認には時期尚早と考えられる<sup>28)</sup>。

### (4) 海外直接投資の増加 (インパクト 3 (長期的))

インド全体及びタミル・ナド州に対する海外直接投資額の事業実施前・実施中及び完了後の経年データは、表 11 に示すとおりである。これらの数値は、インド全体の投資額の伸び、他州の伸びのほか、州内投資環境整備状況以外の複数の外部要因に左右されるものである。また、インパクトが長期的な効果であることを踏まえると、海外直接投資額の増加について本事業がもたらした正負の変化を事後評価時点において検証することは困難である<sup>29)</sup>。

<sup>27)</sup> 2016 年 6 月 9 日付けインターナショナル・ビジネスタイムズ社 (International Business Times) 報道及び 2016 年 6 月 7 日付ザ・タイムズ・オブ・インディア社 (The Times of India) 報道。

<sup>28)</sup> 2.3.1 事業目的の整理にあるとおり、インパクト 2 (中期的) は、今回の評価判断には用いない。

<sup>29)</sup> 2.3.1 事業目的の整理にあるとおり、インパクト 3 (長期的) は、今回の評価判断には用いない。

表 11 海外直接投資の額

(百万 US ドル)

対象地域	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
インド全体	27,331	25,834	21,383	35,121	22,424
タミル・ナド州	1,724	774	1,352	1,422	2,807
割合	6%	3%	6%	4%	13%

対象地域	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
インド全体	24,299	30,931	40,001	43,478	10,408
タミル・ナド州	2,116	3,818	4,528	2,218	996
割合	9%	12%	11%	5%	10%

出所：財務局回答、割合は評価者が計算の上記入。

注：2017年度は、4月～6月までのデータ。

### 3.2.2.2 その他、正負のインパクト

#### (1) 自然環境へのインパクト

本事業の対象となっている政策アクションは、自然・社会環境に影響を及ぼさないものに限定している。しかしながら、政策課題の一つである「インフラプロジェクトの調整と優先順位づけ」に関する政策アクションを推進した結果、タミル・ナド州政府は、自己資金で小規模のインフラ事業を行うに至った。小規模インフラ事業を担当する関係各機関（タミル・ナド州送電公社、タミル・ナド道路開発公社、チェンナイ都市圏開発庁、チェンナイ都市圏上下水道公社など）からの聞き取りの結果、自然環境・社会環境ともに負のインパクトは確認されていない。

#### (2) 住民移転・用地取得

小規模インフラ事業（累計 22 件）のうち道路案件 1 件について、22 世帯、11,770km<sup>2</sup>の住民移転・用地取得があった旨、タミル・ナド道路開発公社からの聞き取りで確認されている。タミル・ナド州の法令<sup>30</sup>に従い補償が行われており、特段の問題は、認められない<sup>31</sup>。

有効性については、まず政策アクションがおおむね達成されている。これを受け、運用指標のうち LPS を活用したプロジェクト数は目標を達成していないものの、TNIDB により優先

<sup>30</sup> タミル・ナド州では、2014 年用地取得及び住民移転に関して公平な補償と透明性を求める権利に関する法律（The Right to Fair Compensation and Transparency in Land Acquisition Rehabilitation and Resettlement Act）が成立し、2017 年 9 月上記法に関わる施行規則が発効した。上記法成立以前は、1997 年タミル・ナド州工業用途の用地取得に関する法律（Tamil Nadu Acquisition of land for Industrial Purposes Act, 1997）、2001 年タミル・ナド州高速道路に関する法律（Tamil Nadu High Ways Act, 2001）、1978 年タミル・ナド州ハリジャン（社会的最下層階級に属しているとみなされている人々）地位向上政策における用地取得に関する法律（Tamil Nadu Acquisition of Land Harijan Welfare Schemes Act, 1978）などにより、補償が行われていた。2014 年の法成立以降、2017 年 9 月の施行規則が発効するまでの間、暫定補償として旧来の額での補償が行われていたが、2017 年 11 月に 2014 年の法律に基づく補償を行うよう各部局に指示が出ており、今後は正が行われる見込みである。

<sup>31</sup> 物流案件 1 案件について、用地取得の関係で住民から訴訟が提起されたが、これを受けてそのプロジェクトが SIPEC の実施促進の対象から外れた旨、有償勘定技術支援専門家から 2014 年に報告されている。

づけられたプロジェクトの数、SIPECにより実施促進されたプロジェクトの数、海外中小零細企業を誘致するためのワークショップの開催回数、及び TNSDM による研修員の数は、累計値ではあるがいずれも目標値を上回っており、事業が着実に進んでいるものと考えられる。土地計画（マスタープラン）の存在する範囲についても、達成率 94%となっており、ほぼ数値目標を達成している。その他、投資手続きの簡素化や行政側業務の効率化については、大規模投資用 SWWP のサービスが 2017 年 11 月に、中小零細規模投資用 SWWP のサービスが 2018 年 5 月にそれぞれ開始されたばかりであることから、具体的な効果の発現状況を確認できていない。しかし、SWWP 開始前の一元化窓口に対して投資家が特段の不満を感じていないことが確認されており、SWWP が開始されれば、オンラインサービスという利便性を得て申請の負担が一層軽減されることから、今後投資家の満足度が向上することが十分に期待できる。インフラ事業の調整能力の向上は、前述のとおり確認されている。したがって有効性は、高いと考えられる。

インパクトについては、新しい一元化窓口を利用した中小零細企業数については目標を達成していないが、SWWP が全面的にサービスを開始したので、今後順調な運用を続けていけば、大型から中小零細に至るまですべての規模の投資家に対して利便性が高まることと期待できる。また、本事業の貢献の度合いは不明ながらも、タミル・ナド州及びチェンナイ都市圏の経済の発展（GDP ベース）も確認された。SIPEC により実施促進された小規模インフラ事業が、投資家の事業継続に寄与している例も確認されている。したがって、インパクトは、中程度と考えられる。

本事業の実施により、おおむね計画どおりの効果の発現が見られており、有効性・インパクトは高い。

### 3.3 持続性

#### 3.3.1 運営・維持管理の体制

本事業における実施機関は、タミル・ナド州政府財務局である。政策アクションは州政府の各担当部局が遂行し、その実施状況を計画モニタリング委員会（Program Monitoring Committee、以下「PMC」という）が確認する体制であり、以下のとおり構成されていた。

表 12 本事業における PMC の体制

役割	名前
PMC の長	財務局筆頭事務次官（Principal Secretary）
メンバー	工業局、IT 局、中小零細企業局、労働雇用局、州道小規模港湾局 <sup>32</sup> 、住宅都市開発局

出所：JICA 提供資料

本事業の継続案件である TNIPP フェーズ 2 が 2017 年 3 月に供与されたことを受け、2017 年 6 月に PMC の構成や役割について政令（Government Order）が出され、下記の実施体制となることが確認された。

<sup>32</sup> LPS の担当部局としての参加である。同政策は、2013 年 10 月に住宅都市開発局、2016 年 9 月に歳入局が担当することとなり、所掌が変わった。

表 13 TNIPP フェーズ 2 における PMC の体制

役割	名前
PMC の長	財務局首席事務次官補 (Additional Chief Secretary)
メンバー	工業局、州道小規模港湾局、中小零細企業局、労働雇用局、都市管理水供給局、エネルギー局、家畜・牧畜・漁業局、計画・開発・特定事業実施促進局、IT 局、旅行・文化・宗教基盤局、学校教育局

出所：財務局回答

TNIPP フェーズ 2 の PMC において、JICA は本事業同様 PMC に参加し、事業の進捗の確認を行う。本事業を実施した州政府各部局は、住宅都市開発局を除いて、PMC のメンバーとして引き続き TNIPP フェーズ 2 の政策アクションを担当していることから、投資環境の改善に向けて継続的な枠組みが構築されており、事業効果の持続が見込めると考えられる。

### 3.3.2 運営・維持管理の財務

タミル・ナド州政府の予算状況は、表 2 に記載のとおりである。各部局は、ここから財務局を通じて行政活動のための人件費や事務費を賄っている<sup>33</sup>。政策アクションの実施に関わる要員の人件費や事務費もこの中に含まれており、赤字基調ではあるものの、日常の業務を行うには十分な予算を得ており、TNIPP フェーズ 2 の中で投資促進のための政策が継続される見込みである。

かかる背景から、財務に関わる持続性に問題はないものと考えられる。

## 3.4 JICA の付加価値

本事業の実施にあたっては、JICA は有償勘定技術支援専門家を派遣し、タミル・ナド州政府が本事業を円滑に進めるよう、実施促進を行った。州政府は、JICA 派遣の専門家を通じて実務面での情報ギャップを埋めることができ、産業界の要望を適切に把握することができたことから、PMC で効果的な議論を行ううえでとても有益であったと評価している。また、労働雇用局は、産業人材育成のために、主に溶接と機械加工分野の技術研修の実施を目的として派遣された有償勘定技術支援専門家の役割を高く評価しており、講師レベルの技能保持者に対する能力強化プログラムがあれば、更なる人材育成につながるであろうと期待している。このように、JICA は本事業の実施において、円借款及び有償勘定技術支援という支援ツールを組み合わせることで効果的な援助の実施に努めたといえ、日本の政府開発援助（ODA）を一元的に行う実施機関としての強みが発揮されている。

<sup>33</sup> 財務局より、州の予算は財務局が準備し、発生した支出について各部局に割り当てが行われることから、表 2 に示した州全体の予算が各部局を代表した財務状況を表すとの説明があった。

## 4. 結論及び提言・教訓

### 4.1 結論

本事業は、インド南部タミル・ナド州政府において、投資を促進する政策・制度の改善を促すとともに、主に道路、電力、上下水道などのインフラ整備の早期実施を促進することで、同州投資環境の整備を図り、もって同州投資環境の改善に寄与することを目的として実施された。

本事業は、インド及びタミル・ナド州の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策に合致しており、事業計画とアプローチの観点からも適切なものであるため、妥当性は高い。また、本事業実施の結果、目標とした定量的効果はおおむね達成されており、事業が着実に進んでいると考えられる。定性的効果の面でも、タミル・ナド州の経済の発展や、本事業で実施促進された小規模インフラ事業が投資家の事業継続に寄与している例も確認できることから、有効性・インパクトは高いといえる。ただし、事後評価時において投資手続き電子申請一元化サービス（Single Window Web Portal）が開始直後であったことから、今後の活用状況を注視していく必要がある。投資環境改善の取り組みの持続性に関し、本事業の継続案件であるタミル・ナド州投資促進プログラム（フェーズ 2）の実施にあたり関係機関の構成や役割の再確認が行われており、財務面でも、各部局とも州政府から政策・制度改善及びインフラ整備実施のために十分な予算配分を受けていることから、持続性が担保されていると判断される。

### 4.2 提言

#### 4.2.1 実施機関への提言

##### 4.2.1.1 SWWP の活用状況のモニタリング

2017年11月の事後評価1次現地調査の時点では、大規模投資用のSWWPサービスが開始された直後であった。2018年4月の事後評価2次現地調査時点においては、中小零細規模投資用のSWWPサービスはまだ開始されていなかった（その後2018年5月4日にサービスが開始されたことが確認された）。このため、サービスの運用の実績と効果が未確認である。今後TNIPPフェーズ2のPMCなどを通じてSWWPの運用実績を報告するなど、日本側と共同でモニタリングしていくことが望ましい。

##### 4.2.1.2 LPS 及び土地計画（マスタープラン）策定/土地用途変更

LPS 及び土地計画（マスタープラン）策定/土地用途変更に関わる政策課題については一部が未達成である。達成のための努力が継続されていることは調査で確認されているが、この2つの政策課題がTNIPPフェーズ2の政策マトリックスには含まれていない。このため、LPSと土地計画（マスタープラン）策定/土地用途変更に関わる政策アクションの進捗を継続的に確認するため、目標達成時期を定め、うえて、TNIPPフェーズ2のPMCなどの機会を利用して進捗を報告し、目標達成まで日本と共同でモニタリングできるようにすることが望ましい。

#### 4.2.2 JICA への提言

なし

### 4.3 教訓

#### 民間セクターとの対話

本事業の実施にあたり、JICA は、類似案件であるフィリピン「開発政策支援プログラム (II) (III)」の事後評価の結果<sup>34</sup>を踏まえ、2012年に専門家を派遣してチェンナイ日本商工会など現地進出企業と意見交換を行い、タミル・ナド州に対する外国直接投資促進のための政策及びインフラ事業の洗い出しを行い、タミル・ナド州への投資促進のための基本構想の取りまとめを行った。この結果、民間セクターの要望を確実に本事業の実施に反映させることができた。

このように、投資環境の改善が進むと投資家を裨益することが可能になり、それによって投資対象地域（本稿の場合タミル・ナド州）の魅力が高まることで、より多くの投資を誘致し、投資対象地域の裨益につながることを期待できる。このため、投資環境改善を目的とする開発政策型財政支援においては、案件形成の段階で民間セクターへの情報発信と情報共有、及び同セクターとの意見交換を行い、投資家の要望を政策マトリックスに反映させたいうで、案件が実施されることが望ましい。

#### JICA の単独融資を背景とする二者間での政策対話

本事業は、国際機関など他ドナーとの協調融資で共通の政策マトリックスを利用したものではなく、JICA とタミル・ナド州政府の二者間で政策対話が行われ、政策マトリックスが策定されたうで、JICA 単独の融資が行われた。タミル・ナド州政府は、これについて、JICA の単独融資を念頭に二者間で政策対話が行われたことで、タミル・ナド州として実行可能なこと不可能なことを率直に議論して実現可能な政策マトリックスを策定できたことや、タミル・ナド州の課題を政策マトリックスに十分反映させることができたことを挙げて、JICA の単独融資を背景とする二者間の政策対話という枠組みを高く評価している。また、日本側も、日本を始めとする現地進出企業などのニーズや要望を政策マトリックスに反映させることができおり、日本側にとっても有益な枠組みであった。政策対話の相手方と率直な議論を確立できること、政策対話の相手方が過剰な期待や過大な要望に走らず実行可能性を担保できることなど、いくつかの条件はあるものの、JICA の単独融資を背景とする二者間の政策対話は、ODA を活用した本邦企業の海外展開支援にもつながることにもなり、有効な枠組みである。

以上

---

<sup>34</sup> 2011 年度事後評価